

年金記録確認栃木地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月12日（木）10時00分～11時40分
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階共用会議室
3. 出席者
（委員会）渡辺委員長、安納委員長代理、唐木田委員、小針委員、田中委員
（行政評価事務所）上田所長、椎名行政相談課長、阿久津主任調査員、村上調査員、
新関調査員
4. 主な議題
 - （1）委員長互選
 - （2）上田栃木行政評価事務所長挨拶
 - （3）委員長挨拶
 - （4）委員の自己紹介
 - （5）委員長代理の指名
 - （6）委員会の運営について（運営規則等）
 - （7）委員会の所掌事務、権限等について
 - （8）年金記録確認の手続等について
 - （9）年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針
 - （10）その他
5. 会議経過
 - （1）委員の互選により渡辺委員が委員長に選任された。
 - （2）上田所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

本日、先生方には、お忙しい中年金確認地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、心から感謝、お礼申し上げます。

先月の16日、総理から私どもの菅大臣に対し、「年金記録の確認について、ご本人の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し記録訂正に関し、公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置していただきたい。この第三者委員会は、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示を受けました。

これに基づいて、全国の統一的な運用方針を定める基本方針の策定や、基準となるあっせん案を作成する中央の第三者委員会と苦情あっせん案を作成する地方の第三者委員会を設置することになりました。

年金保険料を納められた方に対して、きちんと給付することは制度として当然のことです。難しい事例も多いかとは思いますが、納められた方の視点に立ってまじめに年金保険料を支払った方に対して給付がきちんと行われるようご検討いただきたいと思います。

申し立てをされる方にとっては、ご自身の年金額に関わる重大事であって、この委員会の果たす役割は極めて重い。この重い任務に対するご協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後、活発なご審議をお願いします。

(3) 渡辺委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

この第三者委員会の委員長の重責を担うことになり、身の引き締まる思いがいたします。年金記録確認の問題は国民にも身近な問題で、国民の関心も極めて高く、このたびの社会保険庁の問題を通じて、年金への不信が行政への信頼低下につながっているように思います。国民の目線から公平・公正な判断を下すことで、一刻も早く国民の信頼を回復していくことが当委員会の指名であると考えています。

(4) 委員長の指名により、安納委員が委員長代理に指名された。

(5) 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、報道から求められた場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断で公開することとした。

(6) 年金記録確認の手続き等について、栃木社会保険事務局から説明があった。

説明後、年金手帳を複数所持する原因等や、今後第三者委員会へ申出が想定される件数についての質問があった。

第三者委員会への申出が想定される件数は、

- ・本人申立の記録が確認できなかったもの 48件
 - ・本人申立の記録の一部が確認できたもの 9件
- 計57件

(7) 基本方針の説明が事務局から行われた。

(8) 次回は、7月25日（水）9時30分から開催。

年金記録確認栃木地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月25日（水）9時30分～11時30分
2. 場 所 宇都宮地方合同庁舎3階共用会議室
3. 出席者
（委員会）渡辺委員長、安納委員長代理、唐木田委員、小針委員、田中委員
（行政評価事務所）上田所長、椎名室長、三浦室次長、阿久津主任調査員、村上調査員、永田調査員、菅野調査員、新関調査員
4. 主な議題
 - （1）全国委員長会議結果の伝達
 - （2）受付事案の検討
 - （3）その他
5. 会議経過
 - （1）渡辺委員長から全国委員長会議結果の伝達が行なわれた。
 - （2）受付事案（国民年金1件、厚生年金1件）について審議を行った。
事案の概要を事務局から説明し、質疑応答の後、議論を行った結果、両案件とも追加調査が必要との判断から、継続審議となった。
 - （3）中央委員会のあっせん案件（継続事案を含む）について事務局より説明が行なわれた。
 - （4）次回委員会の開催日時を決定した。
第3回 平成19年8月1日（水）10時00分から